

四国医療専門学校における新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴う対応指針について (Ver. 21)

【方針】本指針は、本校の学生、教職員及びその家族並びに学外関係者・地域住民等の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本校における新型コロナウイルス感染症の感染防止のため策定する。

【留意点】原則として、全校共通の対応指針とするが、感染状況に応じて、各号館ごとに判断するものとする。

主要な新しい生活様式の実施の徹底及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等に留意する。

新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年12月10日付け事務連絡の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に留意する。

1. 学生・教員の体調管理・健康観察・感染予防・健康管理の徹底
2. 三つの密（密閉・密集・密接）の防止の徹底
3. 人と人の十分な身体的距離の確保の徹底
4. こまめに十分な換気・通気の励行・徹底
5. 飛沫感染・接触感染の防止の徹底
6. マスク（不織布マスクを推奨）の着用の徹底
7. こまめな手洗い・手指の消毒、などの手指衛生の励行・徹底
8. うがいの励行・徹底
9. 咳エチケットの徹底
10. マスクなしの会話の防止の徹底

11. 移動・往来に関する感染防止対策
 - ① 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を強く自粛する。
 - ② 不要不急の都道府県間の移動、特に政府から発出された場合の緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域及び感染が流行している地域への不要不急の移動・往来は、緊急かつ、やむを得ない場合を除き、強く自粛する。
 - ③ 帰省や旅行は、自粛し、出張はやむを得ない場合で、校長等の承認を得た場合に限定する。
 - ④ 発症した時のために、誰と、どこで会ったかなどの行動記録をメモする。
 - ⑤ 地域の感染状況に注意する。
12. 飲食・会食・会合
 - ① 飲食・会合は、少人数、短時間で感染リスクを回避する。
 - ② 会食する場合は、普段会う人と少人数、短時間で、会話の時はマスクを必ず着用する。
13. 感染者、濃厚接触者等となった場合の報告

新型コロナウイルス感染症に感染し、感染者（陽性）となった場合、濃厚接触者等となった場合は、速やかに、学生の場合は、各学科担任へ、教職員の場合は、上長へ報告する。

1. 令和4年3月17日付けで、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等」に伴い、令和4年3月21日（火）をもって「まん延防止等重点措置」の終了宣言。

2. 令和4年3月17日付けで、香川県経由で文部科学省から、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等」、感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限、対応ガイドラインの変更並びに学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立の取組みの周知徹底の依頼。

濃厚接触者の待機期間は、最終暴露日（感染者との最終接触日）から7日間（8日目に解除）とし、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。（要健康状態等の確認）

3. 令和4年3月18日付けで、香川県知事から、オミクロン株の新規感染者数の増加が続くなど、香川県対処方針に基づき、令和4年3月22日（火）以降、「感染拡大防止対策期」に位置付け、集中的な対策への取組み周知・感染防止対策の徹底・基本的対処方針の徹底通知依頼。

「感染拡大防止対策期」においては、感染が拡大している地域への不要不急の移動について慎重に検討していただくとともに、県民の皆さまへのお願い及び学生・教職員への周知及び新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底の協力要請。

制限レベル	登校・出勤	授業・演習・実習	課外活動・アルバイト等	管理運営活動	学内会議	移動制限・外出	職場見学・就職試験	附属施設 施術所・接骨院 Yシャツ 学生ホール
0 通常	感染発生情報に留意する。							
1 小	【学生・教員】 感染防止対策の上、可 能性実施。 遠隔授業の推奨	【学生】 感染防止対策の上、実施	【職員】 感染防止対策の上、実 施	【教員・職員】 不要不急の移動・往来は、自粛（困難な場合は、感染防止対策の上、移動・往来）	【学生】 感染防止対策の上、実施	感染防止対策の上、実施	感染防止対策の上、実施	
1.5 中	【学生】 登校自粛 【教員・職員】 感染防止対策の上、可 能性実施。 遠隔授業を併用 で実施	【学生・教員】 感染防止対策の上、原 則、対面授業とし、可 能な限り状況を勘案の うえ、遠隔授業を併用 で実施	【学生】 感染防止対策の上、実 施 不要不急の活動自粛	【職員】 感染防止対策の上、実 施 状況に応じて、在宅勤 務、時差出勤を適応	【教員・職員】 感染防止対策の上、 実施 可能な限り状況を勘 案のうえ、遠隔会議	【学生・教員・職員】 ・不要不急の県内移動・往来は、自粛（困難な場合は感染防止対策の上、移動） ・県外への移動・往来は、自粛し、極力控える。やむを得ず移動した場合、帰県後は、十分な健康観察を行う。行動を記録する。 ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動・往来はもとより、外出を控える。	「移動制限・外出」を準用	原則禁止
2						【学生・教員・職員】 ・不要不急の県内移動・往来は、極力自粛（困難な場合は感染防止対策の上、移動）。 ・入学者選抜を除く。 ・県外への移動・往来は、自粛し、極力控える。やむを得ず移動した場合、帰県後は、十分な健康観察を行う。行動を記録する。 ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動・往来はもとより、外出を控える。	「移動制限・外出」を準用	
2.5 大	【学生】 原則禁止 【教員・職員】 感染防止対策の上、可 能性実施。 遠隔授業のみ実施 対面授業・演習・実習 停止	【学生・教員】 遠隔授業のみ実施 対面授業・演習・実習 停止	【学生】 やむを得ない事由での活動に限 り、できる限り活動自粛	【職員】 現在進行中の重要な事 務懇親のほか、事務機 能維持のために、必要 最小限の人員が出席 (その他の在宅勤務で 対応)	【教員・職員】 不要不急の会議禁止 (緊急の場合は遠隔 会議)	【学生】 県内外移動・往来自粛（隣県間の通学を除く） 県内外移動・往来自粛（隣県間の通勤・地域支援を除く） (移動・往来は、7日間自宅待機)	【学生】 不要不急の活動自粛 ・職場見学でWeb見学を行っている施設はそれを優先し現地にはいらない。 ・臨床（臨地）実習の期間は原則禁止。 ・就職試験でWeb試験（面接）を行っている施設はそれに準じる。 ・Web試験（面接）を行っていない施設では、感染防止対策の上現地に行く。ただし、面接終了後、帰県後は、十分な健康観察を行なう。行動を記録する。 ・臨床（臨地）実習中は原則受験禁止。受験する場合は、十分な健康観察を行う。行動を記録する。 なお、その期間の実習の代替は、可能な範 囲で行なうが、補習できない場合もありうる ことを理解すること。	原則禁止
3								
4 原則停止	【学生・教員・職員】 禁止	【学生・教員】 遠隔授業のみ実施 対面授業・演習・実習 停止	【学生】 禁止	【職員】 最低限の学校機能維持 のみ最少人数で実施 (その他の在宅勤務で 対応)	【教員・職員】 原則中止 (緊急の場合は遠隔 会議)	【学生・教員・職員】 県内外移動禁止 (自宅待機)		原則禁止

*1 この表は、授業等の活動内容毎にレベルを表しています。黄色は、現在の活動制限状態を示しており、今後の感染状況の変化等により見直しを行います。

*2 学外者に対しては適宜対応します。

*3 Yシャツ、学生ホールについては、学園事務局と相談の上、対応します。

*4 個別事案に関しては個々に適用して検討を行います。